

## 愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター	訪問調査日：平成29年1月25日(水)
---------------	---------------------

### ②施設・事業所情報

名称 江南市立 布袋北保育園	種別：保育所	
代表者氏名： 加藤 直美	定員(利用人数):140名(128名)	
所在地： 愛知県江南市安良町八王子137		
TEL： (0587) 56-3689		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 平成21年 4月 1日		
経営法人・設置主体(法人名等)：(株)日本保育サービス		
職員数	常勤職員：34名	
専門職員	(園長) 1名	(保育士) 23名
	(主任) 1名	(調理員) 6名
	(栄養士) 2名	(用務員) 1名
施設・設備の概要	(居室数) 11室	(設備等) 保育室・調理室
		職員室(保健室)・遊戯室
		乳児室(調乳室)

### ③理念・基本方針

★理念	
・法人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1、安心・安全を第一に</li> <li>2、思い出に残る保育を</li> <li>3、利用者のニーズに合った保育サービスの提供</li> <li>4、職員が楽しく働ける職場</li> </ol>
・施設・事業所	子どもたちの笑顔のために・・・
★基本方針	
	「豊かな心と丈夫な身体でよく遊ぶこども」を目指して保育する。

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

- ・異年齢保育
- ・環境構成
- ・絵本の読み聞かせ
- ・食育、食農

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年10月18日（契約日）～ 平成29年6月30日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	7回（平成27年度）

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ◆園長の高い改善意識

毎年第三者評価を受審し、改善指摘事項については優先順位を付けて改善に取り組んでいる。職員の離職率が低いこともあり、職員の安定的な雇用によって継続的な改善活動がなされている。「子供たちが心地よく過ごし、意欲的に活動できる環境」を整えるべく、園長が率先して教材の改善や職員への声かけによる意識向上を図っている。園長が何事にも問題意識を持って取り組んでいることが、高い評価に値する。

##### ◆職員間のコミュニケーション

離職率が低い要因としては、「職員間のコミュニケーションの良さ」が挙げられる。新卒採用・中途採用に限らず、採用間もない職員に対しては毎月1回、指導する先輩職員との懇親会（食事会）を行い、職員間の交流を深めている。職員の退職率が低いことは、「保育の質」の向上につながり、保護者へ安心感を与える要因にもなっている。

##### ◆基本的な生活習慣の習得への環境設定

子どもの年齢に応じて、職員が行ったり、手を添えたり、言葉を掛けたり、見守ったりしながら、子どもが「自分でやってみたい」という気持ちを引き出し、基本的な生活習慣の習得に資する対応をしている。先輩職員によるOJTの成果も出ており、中堅職員から新任職員に至るまで、子どもに適切に関わるためのタイミングや対応等、職員の状況判断が的確である。

##### ◇改善を求められる点

##### ◆職員の組織的な活動

職員会議や毎日のミーティング等で共通認識を持ち、確かな保育サービスの提供となっているが、職員個々に依存した体制となっている。従来活動の継続傾向が強かったり、改善に対する活発な意見交換がなされない等、組織的な活動が定着していない。園における職員個々の活動目標を明確にし、組織的な活動ができる体制作りが望まれる。

#### ◆文書管理と記録の管理

各種の規程やマニュアル、手順書等に基づいてサービスの提供(保育)がなされているとのことだが、文書の確認ができないものがあった。事務室のみで管理されていて、保育の現場で活用できない状況も見受けられた。マニュアルや手順書が絵に描いた餅にならないよう、必要な時に必要な場所で有効に活用できるような管理の仕方や有効活用するための工夫が求められる。さらに、会議・ミーティング等で話し合われた内容や、子どもや保護者に関する伝達事項、保護者の相談内容等は、毎日情報交換・情報共有されて保育に反映されているが、記録が残されていないものも多く見受けられた。情報の共有を確実なものにし、充実した保育(理念の実践となる保育)を継続させていくためにも、適切な記録の作成・保存が必要となる。

#### ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

とてもいいに見ていただけだったので、今後の取り組みのヒントが得られた。ただ、前年度の改善点を改善していたが、確認がなかったのは残念だった。

#### ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別添)

# 評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

## 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園の基本方針である「豊かな心と丈夫な体でよく遊ぶこども」の実現を目指し、理念・基本方針のクレドカードを常に携帯し、職員一人ひとりが基本方針に沿った保育を実践している。また、職員室内にも理念に基づいた活動方針が分かりやすく掲示されている。職員に対しては、園長から職員会議や毎日のミーティング等で適宜説明も行われている。			

### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
市の園長会に参加して経営環境や課題の把握は行われているが、ほぼ自治体の福祉計画に沿った活動となっている。また、事業経営に関しては小額経費は園の裁量で行えるが、園の修繕は自治体と法人本部との調整で行われるため、担当部署への申請のみで具体的な関わりを持ってはいない。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
園舎の老朽化、地域との交流等、経営課題の把握はなされているが、具体的な取り組みが明確となっておらず、職員会議等の議事においても活発な意見交換はなされていない。個々の経営課題に直結した作業部会等を構成し、問題解決への取り組み検討・実施が望まれる。			

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
各指標は自治体より示されることもあり、中・長期的な事業計画は明確になっているが、数値目標がないため「努力目標」となり、活動や取り組みの評価が行われていない。事業計画に示される目標を達成するために必要な活動を細分化し、数値目標を設定することが望まれる。			

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
法人本部からの事業計画のほか園独自の単年度の事業計画が策定され、前年度の課題項目の改善活動についても活動方針が明記されている。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保 6	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
事業計画については、職員会議等で周知し、実施状況の確認も行われている。職員の意識も高く、事業計画に沿った活動が実践されているが、評価・見直しに対しては消極的である。意見交換をする意識を育成し、意見交換ができる環境づくりが望まれる。			
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
入園説明会や開催される各イベントの際、パンフレットや口頭により説明され、アンケート結果からも十分に周知されていることがうかがえる。一部、理解されていない保護者がいることも認識されており、広報内容や広報活動の工夫が望まれる。			

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保育の質を「自主性を育てる保育」と位置づけ、クレドカードにより意識の向上を図り、職員会議や毎日のミーティングの機会を生かして保育の質の向上を目指している。また、毎年1回、外部機関の第三者評価を受審し、その結果を受けて評価・改善が図られている。			
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
評価結果に基づいて逐次、課題対策の活動は行われているが、職員が参加しての計画的な改善活動には至っていない。職員会議等で検討し、実行可能な課題から優先順位を付けて計画的に取り組むことが望まれる。			

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
年度初めの職員会議や入園式等で園長が所信表明する等、管理者としての説明は行われており、職員や保護者への理解はなされている。しかし、災害時等の対応組織図は文書化されているが、そもそもの職務分掌は文書化されておらず、職務分掌を文書化し、園長・主任・担任等の権限・責任を明確にされることが望まれる。			
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
園長が法令遵守に関する研修・セミナーへ参加し、特に個人情報の取り扱いについては注意を促し、法改正等があれば職員会議で周知を図り、勉強会等も実施されている。法人にコンプライアンス委員会があり、不正・違反については委員会に連絡する仕組みとなっている。しかし、連絡先の掲示のみであり、何が不正や違反となるのか明確な基準は定義されていない。「こんなことがあったら」等の例を用いて基準を設定し、連絡先の掲示に追記されることが望まれる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
職員と年2回の定期的な面談の他、毎日のミーティング等を利用して、職員に対して園長の考える「保育の質の向上」について具体的に指導がなされている。しかし、職員会議等での職員からの積極的な意見の引き出しがなく、職員自らが自発的に「保育の質の向上」に努める環境づくりが望まれる。			
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園長自らが鍵盤ハーモニカの楽譜教材を作成する等、効果的な職員指導により、子どもが早い時期から音楽に親しみ、楽器演奏を楽しむ環境づくりがなされている。また、法人の方針で中止となった「英語」や「体操」に対しても、園内の階段の段差に英語表記で数字を表示する等、「保育の質の向上」に工夫をしている。			

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
現在、人数的には職員の不足はなく、系列の他園に応援派遣ができる状況である。新卒採用の職員のみならず採用されて期間の短い職員については、毎月1回、指導職員との食事会を行って交流を深めており、離職は少ない。子どもにとっても保護者にとっても職員の交代が少ないことは安心感につながり、保育の質の向上を目指した取り組みも継続的に進められている。			
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	保 15	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
年2回、面談シートにより個人面談を行って職員の質の向上に努めているが、今期の活動目標を記載した面談シートは法人に提出し、手元に残していない。そのため、職員個々の活動目標に対する評価・分析がなされていない。面談シートの写しを職員に渡し、活動目標の達成に向けた取り組みを継続して実践することが望まれる。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
時間外労働については、「時間外申請書」により作業予定時間を予め申請し、必要な業務についてのみ許可している。また、有給休暇も1日・半日の単位で取得でき、有給休暇が取得しやすいように配慮している。また、全体の取得状況を一覧表に記載して取得状況を把握し、積極的に有休消化を促している。			
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
面談や職員会議、毎日のミーティング等で「期待する職員像」は説明されているが、職員一人ひとりの目標管理の仕組みの構築が十分ではなく、進捗状況の確認や達成度合いの確認・評価がなされていない。職員一人ひとりの活動目標も数値化できる指標とし、進捗状況および結果の確認・評価が得る仕組みの構築が望まれる。			
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
特に年間の研修計画が作成されているわけではなく、法人や自治体が開催するセミナー・研修の情報を回覧形式で展開し、参加を促している。研修後には「研修報告書」が作成・提出されているが、研修内容の評価はなされておらず、研修参加の要否も含め、「年間研修計画」の策定や研修内容の評価および研修後の目標設定による研修受講の効果測定等の取り組みが望まれる。			
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
法人や自治体が開催するセミナー・研修予定を回覧し、新任職員研修をはじめ階層別や専門性を考慮して参加を促している。また、職員自身も関心のある外部機関のセミナー・研修等に積極的に参加しており、教育・研修の機会は十分に確保されている。			
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
「保育士を育てる」という基本方針の下、毎年、自治体からの振り分けや実習生本人からの要望で実習生の受入れを行っている。受入れについては、研修・育成のマニュアルも整備されている。また、指導する職員の育成・成長も園長の期待に沿った効果が出ているが、指導する職員への研修やマニュアル整備には課題が残る。より多くの職員が実習生の指導に当たることができるよう、研修の充実とマニュアル整備が望まれる。			

### II-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
園の運営状況はホームページの活用により適切に公開され、毎年、第三者評価の受審により透明性を図っている。また、苦情情報についても園内掲示版等を利用して対応結果等を適宜、広報されている。しかし、第三者評価を受けた結果に対する改善策・対応策の公表がなされておらず、苦情情報のみならず第三者評価の受審結果についてもホームページ・園内掲示版等での公表が望まれる。			

II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
自治体と連携をとって適正な運営を行っている。また、運営・事務・経理等については定期的に法人からの監査を受け、指摘事項については改善が行われているが、園内での内部監査は実施されていない。園内で、運営・事務・経理・取引等の内部監査ができる体制の構築が望まれる。			

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
園の立地条件の影響もあり、町内会・老人会等限定的な交流となっている。また近くに消防署があるが署長の交代により交流が浅くなっている。その中で、園で開催する各イベントに参加要請したり、花壇の育成ボランティア等、地域社会との交流は積極的に行っている。基本理念である「子供の自主性を育てる」ためにも、地域に根ざした保育を展開し、地域と共に子育てをする取り組みが望まれる。			
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	⑨ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
ボランティアの受入れに対してはマニュアルが整備され、園長が窓口となって中学生の体験学習の受入れを行っている。訪問調査当日には、自動社メーカーの社員を講師に、保護者の協力を得て交通安全教室が開催されていた。反省会によりボランティア受入れに際しての効果・課題等が話し合われている。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	⑨ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
現在は、ネグレクト等の事案は発生していないが、疑われるケースについては児童相談所を含め自治体と連携をとって適切な対応が取られている。園医とも連携を図り、子どもの健康管理にも気を使っている。過去に虐待が疑われる子どもについて「虫歯」が多かったとの事例を掌握しており、園医(歯科医)とも連携をとって虐待や育児放棄等の兆候を見逃さないようにしている。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
未就園の子ども・保護者を対象とした園庭開放や地域の親子の友達づくり、親子遊び、情報交換等の場として「ほほえみ広場」を定期的で開催している。災害時における保育所機能の維持・活用については、大規模災害の際には避難所等での保育実施等を想定しているが、災害時に早期に保育所機能を再開させることが地域福祉の向上(地域復興)にも繋がるため、BCP(事業継続計画)の検討・策定が望まれる。			
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
保護者からの相談や「ほほえみ広場」などを利用した地域福祉活動は積極的に行われているが、具体的な「福祉ニーズ」が把握されていない。昨年からは、区長や民生委員等とも交流を深めている状況にあり、自治体や関係機関、医療機関を含め、地域の要望も踏まえた福祉ニーズの把握に努めることが望まれる。			



## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
子どもを尊重した保育の基本姿勢が保育園のしおりや、職員が常時携帯しているクレドカードに記載されている。職員間の共通理解については毎日のミーティングで対象事項が起こった場合や職員会議等で園長が話をしているが、計画的に勉強会や研修を行う中での共通理解にまでは至っていない。計画的に勉強会や研修を行い、参加できない職員への周知方法を検討し、共通理解につなげていくことが望まれる。			
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
子どものプライバシー保護に関しては「個人情報保護マニュアル」があり、権利擁護に関しても「虐待防止マニュアル」があり、マニュアルを基に職員の理解が図られている。園舎は古い建物のため、外部から園内が見られやすい状況であるが、プール横のフェンスにネットを張って外部から見られないような工夫も見受けられる。マニュアルにある「不適切な事案」とは何か等、マニュアルの詳細部分や対応方法等の共通理解を会議や研修等でより深めていくことが望まれる。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保育所選択に必要な情報はホームページで公開され、「保育園のしおり」が市役所に設置されている。利用・見学希望の保護者には園長や主任が「保育園のしおり」を基に説明をしている。「保育園のしおり」については毎年、園長、主任、正規職員で見直して修正している。			
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
「保育園のしおり」「入園のしおり」「入園進級のしおり」を基に、園長が入園説明会や入園式で保護者に説明をしている。保育の変更対象者は保護者からの申し出以外にも職員からの情報をキャッチし、個別で園長や主任が説明をしている。保育所の開始・変更にあたっての保護者の同意書が残されていないので、同意を得られたことを文書で残すことが望まれる。			
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書が定められ、市内転園先に資料を送付している。市外転園についても受入れ園が希望すれば送付している。転園、退園後の相談方法については口頭で園長や主任が説明をしているが、内容を記載した文書は渡していないので、適切な文書を作成し、対象者に渡していくことが望まれる。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
保護者満足の把握は、送迎時や懇談会での保護者との会話や表情、行事後の保護者アンケート、意見箱の設置等で行っている。保護者、市役所、法人、園で行われる検討会議や保護者会でも把握できるようにしている。保護者の就業状況に配慮して夏まつりを二部制にする等、保護者満足を高める取り組みもある。保護者アンケートの結果は「保護者会だより」「園だより」等で保護者に返しているが、保護者会の記録が残されておらず、保護者の意見を継続して残されたい。			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
苦情解決の体制が整備され、「保育園のしおり」や掲示で保護者に説明、通知している。苦情解決の記録があり、苦情内容や対応について記入されている。過去の苦情は駐車場に関するのみだが、今後、地域や保護者からの苦情があった場合、ホームページ等を活用して公表することが望まれる。		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
意見箱の設置や相談窓口については「保育園のしおり」で明示している。保護者アンケートからも送迎時等、日常的に相談に応じてもらえているとの意見が多いが、長時間保育で相談できないとの意見もある。相談窓口の周知についての方法や意見箱の設置場所について、再検討することが望ましい。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
保護者からの相談や意見については毎屋に行われるミーティングで報告され、改善や対応について話し合っているが、相談記録として残していない。また、担当者が決められていなかったこともあり、意見箱に入れられた相談文書に気づかなかったこともあった。対応マニュアルを整備し、対応策の会議や話し合いの記録を残すことが望まれる。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
安心・安全な保育提供は法人の理念でもあり、マニュアルや事故報告書の作成等が整備され、毎屋行われるミーティングでケガやヒヤリハットについて報告、対応について話し合われている。リスクマネジメント研修や保育園で起こりやすい日常のケガとその対応等の研修にも参加し、文書での研修報告がされている。マニュアル、研修報告等を活用して全職員の共通理解、周知に努めている。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
感染症予防と発生時の対応マニュアルが整備され、感染症発生時には掲示を通して保護者への情報提供もされている。園内で感染症を疑われる嘔吐等が発生した場合には、他の子どもを隣の保育室に避難させる等、二次感染予防にも配慮し、各保育室に嘔吐処理セットも配置されている。マニュアルは事務室で保管されているので、職員が日常的に活用できるようなマニュアルの設置について、検討が望まれる。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
災害時の対応体制を整え、地震、火災の避難訓練を月1回実施し、消防署と連携した火災避難訓練も実施している。避難訓練計画や訓練実施記録も整備されている。また、今年度は防災をテーマに園内研修に取り組んでおり、ハザードマップの作成については職員から意見も出ているが、正式な記録として残されていない。ハザードマップ、非常時の食料や備品類の備蓄リストの作成も含め、防災マニュアルの見直しとその記録を残すことが望まれる。		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
標準的な実施方法については各マニュアル等に記載されており、必要な時に必要な職員がマニュアルを確認して活用している状況である。		

	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>月・週の指導計画については月に1度、各担任と主任を中心に見直しを行っている。マニュアル等については職員や保護者の意見を反映させて検討・見直しを行い、修正が必要なものはその都度改定しており、その他には年度末にも見直しを行っている。</p>			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
<p>アセスメントは入園申込時、入園時に園長と主任が主として行い、入園後は各担任が保護者の意見を参考に見直している。保育課程に基づき、各年齢に応じて担任が年間、月、週の指導計画を作成している。個別の指導計画のある乳児に関しては、アセスメントに基づいた指導計画を作成することは可能だが、支援困難ケース以外の幼児では、アセスメントに基づいた指導計画立案は難しい現状である。アセスメント結果を指導計画に取り入れていくことを検討されることが望ましい。</p>			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
<p>指導計画の評価、見直しについては主として担任と主任との間で話し合い、園長の承認を得ている。また、保育活動の変更に関しては、朝礼やミーティング等の際に口頭で関係職員に伝達されている。指導計画の見直しについては、時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順を文書化し、組織的に見直しをする体制作りが望まれる。</p>			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>子どもの発達状況や生活状況については「生活状況表」「健康の記録」等に記録されており、状況の変更に関してはミーティング等で情報提供され、職員間で共有されている。記録等に関しては職員間で差異が生じないように主任、園長が個別に指導を行っている。</p>			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
<p>個人情報保護については市役所、法人の規約を基に記録の保管、保存、廃棄、情報提供が行われ、個人情報漏洩に関する研修も新任職員を中心に法人主導で行われている。規約の正式名称や、どこにどのように管理されているのかを職員誰でもが確認できるよう、研修等を通して周知していくことが望まれる。</p>			

## A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育課程の編成			
A① A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>保育課程は保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、安全で子どもの心に残るような取り組みを取り入れて編成されている。保育課程は担任の意見も取り入れ、1年に11回の見直しがされているが、話し合いでの意見交換の場をもつことができていない。年次全体での意見取りまとめや園長、主任との話し合いの場を設けての見直しを期待したい。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 養護と教育			
A② A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>危険箇所については気づいた職員が報告し、確認、相談、改善する流れができていて、園内で対応できないことは市役所や法人本部への要望として提出している。古い建物で、トイレ等の暗く感じる場所もあるが、壁面やイラスト等で明るい雰囲気を作る工夫もされている。子どもが床に直接座って絵本を読んでいる場面もあり、子どもたち自らがくつろいだり、落ち着いて過ごせる場所の確保や工夫が望まれる。</p>			
A③ A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>職員全体に穏やかな口調で子どもと会話していたり、個別への声かけも1対1で静かにする等、一人ひとりに合わせた保育を心がけている姿が見受けられた。場面や時間等で、子どもたちを焦らせてしまったり、強い口調になることもあるが、その都度園長や主任が適切な指導をしている。</p>			
A④ A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保 49	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>3歳児に移行する時期には2歳児の担当が入れ替わり、基本的な生活習慣の身につけ方が偏らないようにしている。食事場面では箸や食器の持ち方等、一人ひとりの状態に合わせた言葉かけが行われていた。時々4、5歳児の異年齢保育が行われ、手洗いや食事の後片付け等、5歳児が4歳児の手本になるような声かけの場面も見受けられた。</p>			
A⑤ A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>園内で野菜を育てて収穫したり、身近に自然が感じられるように散歩に出かけることを取り入れている。散歩途中に、畑で作業をしている方と挨拶を交わしたり、長寿を祝う会に参加する等、地域との交流も意識して取り入れている。遊びの提供は職員が行うことが多く、保育室内は整然と片づけられ、子どもたちが自ら遊びだす環境としては改善の余地を残している。</p>			
養護と教育			
A⑥ A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>連絡ノート等で保護者と連携しながら、食事、睡眠等、一人ひとりの生活リズムに合わせて保育が実施されている。保育室内は整然と片づけられていて、這ったり歩いたり存分に行えるように安全面での配慮がされている。一人ひとりの子どもの表情を見て穏やかに関わることを意識している。</p>			
A⑦ A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>食事、睡眠等、一人ひとりの生活リズムを考慮した上で、穏やかな雰囲気の中で自我の育ちを受けとめた保育の実践がある。基本的な生活習慣の習得、友達との関わり等、一人ひとりの発達に合わせ、自分でしようとすることを大切に保育が行われている。探索活動や様々な遊びの場面では、発達段階を考えてその都度適切な環境が提供されている。</p>			

A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
3歳児では一人ひとりの発達を考慮しながら集団での活動が取り入れられている。4歳児、5歳児は混合保育を行っている。年上の子どもに憧れを抱いたり、年下の子どもに優しい対応をしたりと、子どもたちの心が広く深く育てられている部分が多く見受けられる。しかし、各々の年齢の発達に合わせた保育ができていないことや、子どもの情緒の安定に波があり、十分とは言えない部分がある。			
障害のある子どもの保育			
A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	④ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
障害のある子どもは加配保育士を配置し統合保育を行っている。市では年10回程の療育相談の場があり、法人でも発達支援室で相談ができる体制が整っている。さらに、専門機関での巡回指導や医療機関との連携も図られている。保護者との連携も年2回の懇談会で担任が、それ以外でも園長や主任が相談を受けて保育につなげている。職員の共通理解に関しては、各々の障害についての特徴や対応方法等の研修を受けている。			
長時間にわたる時間			
A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
延長保育時間は幼児、乳児、クラス対応等、人数に応じて子どもが穏やかにゆったりと過ごせるような配慮や異年齢での関わりが持てるように工夫している。子どもの状況についての引継ぎは、早朝から日中は口頭で、日中から延長は引継ぎ文書で行われているが、一日の状況把握が一目でできる記録が望まれる。延長保育の指導計画が作成されておらず、その日の担当者が遊びを提供している状況である。指導計画の作成を通して、計画的に保育を継続させることが望まれる。			
小学校との連携			
A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者と関わり合いに配慮している。	保 56	④ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「保育所児童保育要録」の送付や幼保小連絡会議への園長参加、小学校での授業参観等で小学校との連携を図っている。配慮を要する子どもについては、通学予定の小学校と個別に情報交換を行っている。保護者の小学校生活への見通しについては、第一子の保護者へは懇談会等で相談を受ければ個別に対応している。子どもの小学校の生活への見通しについては、小学校の運動会競技に参加する機会等がある。			
A-1-(3) 健康管理			
A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
職員のほとんどが「赤十字幼児安全法」の資格を取得し、健康管理マニュアル、保健計画の作成、実施、健康診断結果、保護者からの情報、日々の健康観察、ミーティング等で子どもの健康状態を把握している。乳幼児突然死症候群に関する研修にも順次参加し、保護者へも保健だより等の文書にて周知している。課題として、健康に関する保護者からの情報が記録に残せるような工夫が望まれる。			
A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
健康診断、歯科健診の結果は紙面で保護者に渡され、職員へもミーティング等で周知されている。結果を含め健康管理や健康生活について「保健だより」を配布している。健康診断や歯科健診の結果を踏まえて指導計画を作成し、保育に反映させていくことについても検討することが望まれる。			
A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	④ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
現在アレルギー対応児は在籍していないが、「アレルギー対応マニュアル」が作成され、対応できる体制はできている。日々の給食に対応するための「アレルギー一覧表」の準備があり、職員への周知も図られている。			

A-1-(4) 食育、食の安全		
A <sup>15</sup> A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	① a ・ b ・ c
評価機関のコメント		
「食育」にも力点を置いた保育を実践している。園内で小松菜、ピーマン、さつまいも等の野菜を育て、それを給食の食材として調理して食べたり、保護者と一緒にクッキングの機会を設けて親子で参加することを通し、子どもたちの食への興味ももてるような工夫をしている。		
A <sup>16</sup> A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	② a ・ b ・ c
評価機関のコメント		
法人作成による献立表を基に自園で調理し、食事を提供している。残食の調査記録や検食簿等で子どもの食べ具合を確認し、味付けや量の調整をしている。また、調理員は毎日クラスに行き、食事状況の確認をしたり、好き嫌いの把握や子どもたちの声を聞く機会を作っている。乳児に関しては、一人ひとりの子どもの発育に合わせて離乳食等の提供をしている。		
<b>A-2 子育て支援</b>		
		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A <sup>17</sup> A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	a ・ ① b ・ c
評価機関のコメント		
乳児は連絡帳や送迎時の会話で、幼児は送迎時の会話を通して日常的な情報交換を行っている。保育参観で子どもの様子を見せたり、年2回懇談会を行うことで、送迎時にゆっくり話ができない保護者からも園での子どもの様子を知ることができると好評を得ている。保護者アンケートでも高い満足度(84%)を示した。懇談内容については記録に残さない場合もあり、必要な部分は記録に残して次年度以降の保育に繋げていくことが望まれる。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A <sup>18</sup> A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	① a ・ b ・ c
評価機関のコメント		
送迎時には職員が積極的に保護者に声をかけ、良好なコミュニケーションを築いている。個人懇談会の日程や時間については16時から18時で5日間設定する等、就労状況に応じて参加できるようにしている。担任が受けた相談内容は園長と主任に報告されている。		
A <sup>19</sup> A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	a ・ ① b ・ c
評価機関のコメント		
虐待防止、対応マニュアルが作成され、兆候の把握、情報の共有、対応、通告等の体制が整備されている。要観察児については市役所や法人本部へ報告し、職員全体で見守っている。虐待の兆候とは言えないかもしれない事もこまめに報告、情報共有できる体制も追加整備することが望まれる。マニュアルは、職員誰でもが必要に応じて活用できるように管理することが望まれる。		
<b>A-3 保育の質の向上</b>		
		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A <sup>20</sup> A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ① b ・ c
評価機関のコメント		
前期、後期の年2回自己目標を設定、自己評価することを通して保育の振り返りのみならず、職員として広い視野で自己評価を行う機会が設けられている。担任は指導計画の反省を基に保育の振り返りをしたり、研修参加を通して保育の改善や専門性の向上を意識している。課題は、取り組む姿勢や改善意識に職員格差が生じていることである。		